

道路運送車両法の違反による行政処分のご報告

この度、弊社の糸島店、新宮店、小戸店、桧原店におきまして、指定整備時のブレーキ制動力検査の方法、および、指定整備記録簿の保管状況が一部不適切であったことが社内監査により判明し、道路運送車両法への違反があったとして以下の通り行政処分を受けました。

弊社をご利用いただいておりますお客様、ならびに取引先の皆さまの信頼を損ないましたことを深くお詫び申し上げます。この度の不祥事を真摯に受け止め、法令を遵守した正しい仕事を通してお客様に安全・安心をご提供できるよう、教育体制や本部支援体制の充実、業務の仕組みの改善など再発防止に取り組んでまいります。

【法令違反による行政処分の内容】

■法令違反内容

違反①：制動力の基準を満たしていない車両に保安基準適合証を発行（13台）

- ・検査機器の計測単位がN（ニュートン）であるにもかかわらず、Kg（キログラム）として計算してしまい、N（ニュートン）へ変換した際に制動力の左右差が基準値を超えていた。
- ・ブレーキ制動力の小数点以下の取扱いにおいて誤認識があり、基準値に満たなかった。
- ・ブレーキ制動力の計算間違いにより、基準値に満たなかった。

違反②：指定整備記録簿の保管不備（44台）

なお、対象のお客様には個別にご連絡させていただき、全ての当該項目の再検査を完了し、問題無い事を確認しております。また、保管不備のあった指定整備記録簿は再発行しております。

■処分内容

糸島店	違反①・・・・・・・・保安基準適合証等の交付停止命令	40日間
	(停止期間：2024年5月1日～2024年6月9日)	
新宮店	違反①・・・・・・・・保安基準適合証等の交付停止命令	40日間
	(停止期間：2024年6月1日～2024年7月10日)	
小戸店	違反①・・・・・・・・保安基準適合証等の交付停止命令	20日間
	(停止期間：2024年7月1日～2024年7月20日)	
桧原店	違反①、②・・・・・・・・保安基準適合証等の交付停止命令	15日間
	(停止期間：2024年7月8日～2024年7月22日)	

■原因

- ・指定整備事業に関する教育体制、本部支援体制不足

【本件に関するお問い合わせ】

ご不明な点やご不安な点などがございましたら、お手数ですが下記のご相談窓口までお問合せください。お願いします。

トヨタカローラ福岡株式会社 本社相談窓口 0120-419-331

窓口対応時間 平日（火曜日から金曜日）10:00～12:00 13:00～18:00

定休日 月曜日、第2火曜日